

第4回 避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム
第4回 必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム

1. 日時

令和7年1月21日(火) 10:00-12:00

2. 場所

オンライン開催

石川県行政庁舎5階511会議室

3. 出席者数

42名(事務局除く)

4. 議事次第

- (1) 標準仕様書：成果物のご確認・個別論点に係る協議(検討)
- (2) 導入手順書：成果物のご確認・個別論点に係る協議(検証および検討)
- (3) 全体質疑・事務連絡

【概要】

- (1) 標準仕様書：成果物のご確認・個別論点に係る協議(検討)

○事務局 上野

定刻となったので開会する。

○石川県デジタル推進監室 成瀬

本日は標準仕様書、導入手順書に係る検証・検討についてご議論いただき、第3回のワーキンググループに諮ることになる。年度末のとりまとめに向けて、引き続きご協力いただきたい。

○事務局 上野

本会議の位置付けについて説明する。標準仕様書については、本紙及び別紙を確認いただきご意見を頂きたい。導入手順書については、骨子についてご意見を頂きたい。標準仕様書より説明する。

○事務局 井上

本会議のゴールを説明した後、本紙、別紙1～3について実際の記載内容の説明、これ

までに頂いたご意見の振り返り、記載方針についてご意見を伺う。

本会議のゴールについては、これまでの意見や議論を踏まえ、標準仕様書（本紙、別紙）にどう記載するかの方針についてご意見を頂きたい。標準仕様書（本紙）については、本事業に沿った記載内容になっているか、機能要件については、想定課題への現状整理と課題の記載に問題がないか、非機能要件については、ユーザー影響が想定される項目について対応方針を確認いただきたい。データモデルについては、ワークショップ2回目、3回目で健康管理業務と見守り相談支援業務の情報項目を踏まえて作成している。情報項目の抜け漏れやベンダーロックインなど確認すべきポイントについてご意見を頂きたい。

5 ページでは標準仕様書の目次と確認いただきたい観点を示している。1-2.調達の背景・目的については、我が国は災害大国であり、災害による被害の最小化、復旧・復興を迅速かつ効率的に進める必要があること、令和6年能登半島地震において、広域でインフラ寸断が生じ、地形的な制約も多く、罹災証明を発行とする被災者支援が重要であることを述べている。1-3.システム化の範囲については、被災者支援にあたる職員間の情報管理・共有を語るものとしている。平時の部分の記載をしている。平時はコールドスタンバイを前提として定義している。発災前の段階では、最低限のコストで保守することになるが、災害が発生した後は、システムをすぐに起動できるようにするためコールドスタンバイとしている。関連法令については災害対策基本法や個人情報保護法を想定している。1-4.本業務の範囲については、避難所運営システムの標準モデル仕様書を参考にして作成した構築から保守・運用の内容に加え、一般的なシステム開発の流れを含み、構築から保守・運用、研修、会議体運営について記載している。9-5.法令等の遵守については、国等で定められた法・ガイドライン等に遵守すること、発注者が定める条例、セキュリティポリシー等に沿って対応する必要があることを述べている。何かご意見があれば発言いただきたい。

続いて、機能要件に移る。全体概要として、機能要件と非機能要件の紐づけを行っている。機能要件から説明する。実際に想定している課題に対して前回頂いた意見とそれを踏まえた記載方法案を示している。課題・懸念点については、関連システムとの連携、名寄せの紐づけについて、ID採番と利用者の画面イメージについて課題がないかを前回伺ったが、特段異存がないとのことであったので、我々想定していた内容で記載方針を定めている。記載方針については、複数の連携方式への対応、ネットワーク特性を考慮した拡張性を盛り込むこととした。名寄せについては、住所や氏名で絞り切れないところは、訪問等により情報収集し、再度紐づけを行う。ID採番については、被災者個人を一意に特定する項目を定義しつつ、将来的なマイナンバーの活用を考慮して追加する。利用者画面については、登録・編集・参照と、出力項目を選択した上で検索・出力できることを想定している。改めてご意見等があれば伺いたい。松本委員の音声が届き次第、改めてご意見を伺うことにする。

○事務局 高瀬

非機能要件については、発注者側と受注者側でギャップが生じやすいことから、関係機関でも、非機能要求グレードが作成されており、これを参考にしている。もともと IPA が作成したものを J-LIS、デジタル庁がアップグレードしたものがある。

ユーザー影響が大きい項目として9つを抽出。頂いたご意見に対して対応方針を定めたのでご説明する。RPO については、健康管理業務が日常的に情報が収集しており、もれなく関係者間で情報を共有する必要があることから、障害発生時点での復旧を原則とすることとしている。RTO については、被災者へのヒアリングは翌日におこなわれることから、6時間以内を目標としている。復旧方針については、サーバーの切り替えができるようにする検討を行っている。想定するユーザー数については、都道府県職員だけでなく、色々な人の利用が想定される。想定被災者数とデータ数についても、自治体ごとに参考基準を設けて設定いただくことを想定。アクセス利用権限については、ユーザーを限定することとしている。ここは、GovTech 様よりご意見を頂いたところ。アクセス権限については、適切な権限管理機能の実装が必要というご意見を頂いた。機能要件に、アクターごとに権限を付与し、権限を管理していく方針として検討している。ユーザー認証については、ユーザー利用には MFA を想定。ここでは第3回の検証検討チームでベンダーロックインにならないか考慮すべきというご意見を頂いた。また、有事に備え、携帯電話によるものに加え、その他のやり方も想定した方がよいとのご意見を頂いた。複数の MFA に対応することとしている。オンプレミスかクラウドについては、サーバー自体が使えなくなることもあるため、クラウド型システムを前提として検討している。接続系については、県の職員に加え、市町村の人、外部支援者の利用が想定されているため、接続方法はインターネットでの接続を想定している。

ここまで非機能要件について対応方針を示したが、何かコメントがあれば頂きたい。

○内閣府防災 松本委員

いくつか機能要件の話があった中で、前回も、行政で判断できないところがあり、民間事業者にも聞きたいが、聞いてよいか相談した。照会するための資料を作成して照会する方法を決めるということだったと思われるが、現在どういう状況になっているか。

○事務局 井上

県庁と確認して改めて連絡する。

○内閣府防災 松本委員

個人情報保護で MFA を実施したということなのか、それとも MFA を求める方がよいという TOBE の議論なのか。石川県では一部実施したということだった。どう実施したかは大事なので教えてほしい。クラウド型システムを前提とすることとなっているが、内閣府防災でも、クラウド型システムとしているが、インターネット環境が断絶した中で、避難所の運営管理を行わないといけない中で、オンプレミスで運用して復活してインタ

ーネットに接続する方がよいのではという意見もあるが、クラウド前提でよいのか。LGWAN では使わないということになっているが、これで決め打ちになるのか。

○事務局 赤崎

先に、MFA については石川県庁森本さんより説明を頂きたい。

○石川県デジタル推進監室 森本

実際の震災において MFA は、スマートフォンでの認証を実施した。また、義援金の支給業務において委託業者のセキュリティの都合上、スマートフォンは持ち込めないで、電話番号による認証を実施した。したがって多要素認証を被災者データベースにて利用する上では利用されていたという認識で間違いはない。

○内閣府防災 松本

多要素認証については、スマートフォンと電話番号で認証したことが実際のアウトプット。そのことはどこかに明記した方がよい。

○石川県デジタル推進監室 森本

明記する。

○事務局 赤崎

ネットワークについては、どこかでインフラが使えるようになってから、システムが使えるのは同じ。ネットワークが復旧していない状況では、情報を PC や紙で蓄積し、ネットワークが使えるようになってからシステムを使うことを想定。今回 NPO 法人などの自治体以外の人も利用することになるのでインターネット接続を想定している。

○石川県デジタル推進監室 森本

D24H のように、ブラウザの中に情報を蓄積し、インターネット環境に接続された場合に、アップロードすることを想定してはというご意見と認識。現場で使うツールについて、インターネットに接続次第、クラウドに同期するようなことは想定している。広域被災者データベース・システムの機能要件に取り込むかは議論の余地があるのでご意見を頂きたい。

○内閣府防災 松本委員

従前から申し上げているとおり、石川県が実施した取り組みを歪めるつもりはない。それだけに絞ってよいのか、他のやり方は排除されてよいのか。これが唯一の手法として定めると議論になってはおらず、他自治体との合意が取れていないように感じる。書きぶりは考えていただきたい。

○事務局 高瀬

他の方から非機能要件についてはご意見いかがか。

データモデルに移る。業務と情報の流れを視覚的に示したもの。作成の目的については、システム開発上のコミュニケーション齟齬を防ぐため。実際のアウトプットとして示すものは、ER図とエンティティ・項目一覧。ER図は情報項目の関連性を示したもの。どのような経緯で作ってきたかについては、広域被災者データベース・システムの位置付けとして、被災者の居場所や連絡先の把握をするためのデータ項目を定義する。健康管理業務や見守り・相談支援業務で必要な項目があるということは過去のワークショップで意見を把握してきた。作成したデータモデルについて、過不足や抜け漏れがないかをご意見いただきたい。そもそもどのような情報を管理しているかについて、6項目を記載している。リソースエンティティは、一度登録されてから大きな変更が想定されないものを示す。イベントエンティティは、適宜情報が更新されることを前提とするものを示す。18ページは、6つの情報項目についてどこの自治体でも取得できることを示している。それぞれの情報がどこから取得できるのかを示した。標準として展開する上では懸念されないと認識。最終的に、データモデルの最終成果物について確認いただきたい観点は3つ。定義すべき情報項目の抜け漏れがないか、本事業との適合性、応札へのハードルが高すぎないか。実際のデータモデルを投影する。作成の経緯として、どのような目的で作っているか、データがどこから来るのか、どのような資料を基に作成したかを示している。石川県バージョンで実際に使用したものをまとめている。エンティティ・項目一覧は用語集のようになっている。標準仕様としてのER図については、必要なものを用意している。インプットとして、どこから取得しているかも記載している。データモデルについてのコメントがあれば頂きたい。

○加賀市 岩城委員

データの使用目的で気になる点がある。世帯という考えは自治体の中には複数ある。どういった意味か。被災者台帳としての世帯とは何を求めるものか。連絡先のことか、家族をグループする情報のことかわからない。住基上の世帯か税法上の世帯があり、迷いが生じるのではないか。より緩く表現されるとよいのではないか。

○事務局 高瀬

世帯という言葉だけでは解釈が揺れてしまうというご懸念か。

○加賀市 岩城委員

然り。緩いものであるということを書いていただきたい。人によっては、補助金や給付金の対象のように、厳密に管理しないといけない世帯なのか、連絡先という意味で広く使える世帯なのか。わかるようにしてもらえればよい。利用する側がそれぞれで都合よく解釈されないように。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

世帯については、住基上の世帯と定義しつつ、実際に避難している人のまとまりは世帯

と言わない方がよいのでは。もし必要なら別の項目とした方がよい。参考にしていただきたい。

○事務局 高瀬

その他にはあるか。

○内閣府防災 松本委員

情報項目のところは、時間をかけて抽出されているものだと理解。一方でこれが実用に耐えうるものなのかということ、加賀市からも意見があった。最終的に、これを決定版とするか、アイデアとしてまとめた一例とするかは考えた方がよい。内閣府防災でも、能登半島地震でも活用した被災者支援の物資を管理するシステムがあるが、大項目と中項目、小項目を整理したらよいという TOBE でシステムを構築・運用していたが、現場として原則・方向性としてはよいが、細かいところで使えない、わかりにくいということが出てくる。実運用を経っていない中で、決め打ちしてよいのか。どこまで決めるのかという書き方はご検討いただきたい。

○石川県デジタル推進監室 森本

決め打ちしすぎないことは大事。加賀市からの意見もあったとおり、幅のある解釈ができるデータモデルも重要と認識。世帯には住基上の世帯だけを入れるということではなく、実際の現場ではアセスメントの単位としての世帯・グループもあった。柔軟に考えていければよい。決めすぎると、災害対応の現場で使いにくいという指摘もあると思われる。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

松本委員の発言での柔軟性というのは、実運用の時に、柔軟性を問われたり、色々な意見が出てくるのでそれに対応するようにするということであって、世帯が何かということ曖昧にすることではない。住基の世帯であるなら、住基の世帯として定義すべきであって、必要なアセスメントの情報については、別の項目として定義すべきということ。古本委員からコメントがあったが、データ項目についてはデジタル庁で整備しているモデルが示されている。実際の基幹業務システムの標準化を進めている中で、データ要件を定めているので、それに準拠していくことが必要。決まっていること、決まっていないことを見せながらやっていただきたい。

○BDX 高田委員

データモデルにも種類がある。概念、論理、物理とそれぞれレベル感がある。実際にシステムに使うとなると、そのデータの意味が定義されるところまで落とし込むことになる。今回作成しているデータモデルがどのレベルのものなのかは明記いただけるとよいのでは。データモデルの作成目的では、データの流通性のことがある。県を越えた形での災害になった時、データが流通するための前提として、どこまで合わせないといけないかは議論の対象。今回のデータモデルで完成するわけではないが、

どこまで物理データ項目を合わせる必要があるかも考慮に入れるとよいのでは。

○石川県デジタル推進監室 杉浦

古本委員から頂いたコメントについて、内容を確認させていただきたい。

○デジタル庁 古本委員

サンプルの ER 図では、被災者データが中心にあり、そこから紐づけがなされている。一般的に言う自主避難者も被災者データの中に入ることになっている。被災者と自主避難者の見分けが付かないが、その見方で合っているか。

○事務局 井上

合っている。

○デジタル庁 古本委員

自主避難者も被災者という扱いか。

○事務局 井上

合っている。

○デジタル庁 古本委員

自主避難者も被災者として取り扱うことには問題ないか。

○事務局 井上

ご認識のとおり。

GIF を踏襲していない箇所がいくつかある。居住住所の持ち方など。

自主避難者を被災者として取り扱うのは、内閣府防災としてどう考えるか。問題ないということか。

○内閣府防災 松本委員

表記としては違和感ない。避難所に避難されないで自宅避難やビニールハウス避難する人もいた。そうした人も支援するという考え方に変わってきている。

○事務局 小宮

GIF のところで言えば、コアデータモデルの住所や個人に関するところは参照している。住所の表記は踏襲することを想定。特に違うところがあれば教授いただきたい。

○デジタル庁 古本委員

居住・住所という欄があるがこれには ID がない。地方公共団体の ID や都道府県、市町村の名詞が分かれていない。連結したものを持つというイメージ。

○事務局 小宮

自治体が持つ被災者台帳や名簿・一覧を取り込んできて、連結した住所を想定していた

ところで、ここは実態を踏まえて踏襲していない。連結表記にはしているが、他の住所情報は踏襲している。

○デジタル庁 古本委員

世帯については、地方公共団体コード、町字 ID、番地以下という持ち方になっている。名詞を持たないので、手書きを考慮していない状態になっている。

○事務局 小宮

加賀市からの質問でもあった、緩い世帯をイメージしている。そこは居所のところと合わせる形。

○デジタル庁 古本委員

GIF と合っている、合っていないというところは、アカウントビリティの観点で、説明を受けないと厳密にはわからない。

○事務局 小宮

理解。見せ方は検討する。自主避難者を含めることへの懸念については、自ら被災者を称する人も一定数含むということへの懸念か。

○デジタル庁 古本委員

能登半島地震のような大規模災害だけではなく、風水害でも自主避難する人はいる。そういう人たちも被災者として取り扱うのか気になった。

○事務局 小宮

趣旨は理解。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

デジタル庁に確認いただくプロセスが必要。現在 BDX には確認いただいていると思われるが、どういった順番でどう見てもらうのかは、ここで回答する必要はないが考えていただきたい。

○デジタル庁 古本委員

いつでも、どの段階でも送っていただければ確認する。

○事務局 井上

最終的にフィックスするにあたり、第 5 回、第 6 回で適宜参照いただきコメントを頂きたい。

導入手順書に移る。

(2) 導入手順書：成果物のご確認・個別論点に係る協議(検証および検討)

○事務局 高野

本日の協議事項は3つ。導入手順書の骨子について、発災時から応急期のシステムの起動、復旧・復興期の見守り支援業務について。一部平時の備えが入るが、関連する部分を点線で示している。システムの起動フェーズの手順については、会議内では取り上げず、意見募集で確認いただくことになる。頂いたご意見は検討ワーキンググループで提示予定の骨子作成に活用する。

本日のゴールの1つ目については、導入手順書の骨子において、記載要素の洗い出しを完了すること。2つ目は、広域被災者データベース・システムの起動の基準と判断主体、判断までの流れを定めること。3つ目は、第3回ワークショップを踏まえ、見守り相談支援の効果的な実行のための平時の備えについて定めること。

第3回検証検討チームで導入手順書の目次を示したところ。これを踏まえ、記載する内容を骨子に反映している。このページの青字が目次に示した大項目と中項目になっている。記載内容は黒字。記載内容を確認いただき、他の自治体が円滑にシステムを導入できるか、関係者がシステムを導入し利用できる手順が定められているかご意見を頂きたい。第1章では、導入手順書そのものの目的を示す。第2章では、広域被災者データベース・システムの目的と背景、概要、導入し運用するための前提条件、何に使えるのかという事例を示す。第3章では、広域被災者データベース・システムの運用の流れとして、検討・調達、平時の事前準備、システムの起動・停止までの手順を示す。第4章では、導入・運用に必要なコストを示す。第5章では、システムを利用する上での留意事項として、個人情報取り扱いの法的根拠の整理や平時の準備、マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用について、実現可能な内容を示す。本日は提示していないが、石川県の対応事例をまとめた Appendix の作成を行う。第3章の具体的な手順を示すページでは、対応手順の内容詳細、実務実施者に対応手順の流れ、手順のチェックリストの3つで構成することを想定している。

○GovTech 東京 杉井委員

導入手順書の3.4.のところで、システムの運用で、発災してからアカウントを払い出す流れになっているが、これだと大変ではと懸念している。予めアカウントを配布しておいて、発災時にはアカウントをアクティブにする運用がよいのではないか。平時から市町村にはアカウントを付与すべきでは。

○事務局 高野

ご指摘のとおり、平時からアカウントが払い出された方が発災後の作業としては円滑だと思われる。他方、どの単位でアカウントを発行するか観点があると認識。一個人にアカウントを払い出すと、平時の段階で、誰がそのアカウントの対象となるか特定することが難しいと認識。人事異動もあり、毎年更新していくことは手続き上難しい。組織に対し

て配布する場合には、実際に誰がいるか把握できない。個人情報の保護措置上、どうなのかも懸念されるため、アカウントの付与そのものは、起動のタイミングを想定した。もし他のやり方があればお示しいただきたい。

○GovTech 東京 杉井委員

システム導入の時に、平時の準備の中に、会議で意見交換・調整などを通じて事前に発行しておくのか、誰に発行するのか、発災後の発行でもよいのかを決めるのではと考えていた。アカウントの発行タイミングの調整、責任の明確化ができるとういのは。

○事務局 高野

調整事項としてはどうかというご意見と理解。

○GovTech 東京 杉井委員

先ほど Appendix を作るという話があったが、こういう内容を含めてはどうかをいくつか考えたので共有する。標準仕様書ではこういった機能が必要ということは書かれているが、能登半島地震の現場で大変だったことを踏まえ、注意しないといけないことを書けばよいのではよいか。MFA も、ハードウェアデバイスを前提としてしまうと、調達に時間がかかり、いつまで経ってもログインできないなど致命的な状態になってしまう。調達しやすい・導入しやすいものにする必要があることや、通常のインターネット環境がつかない時、ネットワークに強い制限がかけられてしまうと衛星通信を使った場合などシステムが使えないこともあり得る。権限管理でも、ユーザーやグループを追加する時に、システム改修に1か月かかるようでは厳しい。なるべくスピーディにできることが求められるということを Appendix や導入手順書に記載することを検討いただきたい。折角システムを用意しても、現場で使えないという事態にならないような留意事項があると思料。

○事務局 高野

Appendix に入れるか、標準仕様書に入れるかは内部で相談したい。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

8 ページについて。3.2.1.と 3.2.2.で何が違うのかわからない。体制ができて、3.2.3.、3.2.4.、3.2.5.は、どの中で決めていくこと、準備することなのか。

○事務局 高野

ご認識のとおり。

フェーズが違うのではないか。その上で、9 ページにコストの関係や個人情報の関係で反省があると思われ、詳しい内容を第4章、第5章で定めているものと思われるが、8 ページにその内容がどの順番でどの段階で議論する、決めておくのかわからない。第4章、第5章のつながり、関係はどのように理解すればよいか。

○事務局 高野

ご指摘のとおり、第4章、第5章は具体的な内容を取り出しているところ。3.2.のところで明記はされていないので、コストに関しては、調達の前導入検討の段階で協議されるものと理解。個人情報の取り扱いについても、それがクリアできないとシステムが使えないことになるので、3.2.1.や 3.2.2.で議論されるものと理解。明確に分けられていないので、導入の検討・調達の間のどこで行われるのか、位置付けるようにしたい。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

個人情報の保護については、3.2.4.でも整理されるか。

○事務局 高野

然り。3.2.5.にも一部関係する。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

もう少し整理してから、導入手順書を記載いただきたい。書いていくうちにわかることがあるかもしれない。

○加賀市 岩城委員

仕様書で言うべきか迷ったが、システムの導入にあたって、ルールや法令に準拠しなければならないこと、個人情報保護を守らないといけないということは、建前上必要なこと。実際に現場で対応していく中で、人の命に関わる状況でそれが足かせになってシステムが使えないこともある。実際に現場でシステムを使えるようにするためには、ルールや法令を破るわけではないが、許容範囲を広げるといふか、優先事項があるので、ここまでやらなくてもよいという現場の人が対応する拠り所の記載をしていただくとありがたい。

○事務局 高野

具体的なイメージがあればご教示いただきたい。

○加賀市 岩城委員

加賀市の住民ではない人が来た時に、その人の情報を被災者台帳でどのように管理するか。当時は Kintone を使ったが、避難所で運用することになれば、インターネットで管理することになるが、被災者の個人情報をインターネットで取り扱ってよいのかジレンマに陥った。解決方法としては、回線業者の協力を得て、VPN の設定や端末の貸与により、MAC アドレスでの接続制限をかけた。どこまでであれば許容できるのかが記載されていると、それを拠り所に対応できるようになると思料。

○事務局 高野

ご発言の趣旨は理解。

システムの起動のフェーズに移る。従前の説明通り、石川県においては、避難所の居所・状況を把握できなかったこと、広域に被害が発生し、支援主体間で情報連携の仕組みがな

く、情報共有に多くの事務負担が発生したため、発災後に県知事の判断で被災者データベースを構築・起動した。こういった実情を踏まえ、起動をどう考えるかを今回議論したい。広域被災者データベース・システムは、広域災害の発生、おそれが生じた場合に、迅速な立ち上げを目指して、平時のコールドスタンバイを念頭に調達・構築を検討するよう導入手順を検討している。したがって、本会議で起動についての協議を行う上では、コールドスタンバイを、「平時において標準仕様書に基づいて機能が構築されている状態で、構築されたシステムにアカウントが付与されていない状態」、システムの起動を「発災後に被災市町村及び支援者へのアカウント付与が完了した状態」としたい。これを踏まえ、広域被災者データベース・システムの起動の判断基準の案、起動の判断主体と起動までの流れ、起動に向けた平時において実施が望ましい事項について協議したい。起動判断の基準案については、災害救助法の適用を採用してはどうか。過去の検討会議体でも、何かの基準を基に自動的に起動するべき、罹災証明の発行によらずすべての人を対象とするべき、などのご意見を頂戴した。災害救助法の適用の流れについては、都道府県が市町村や関係機関から情報を収集し、災害救助法の適用を決定することとされている。広域被災者データベース・システムの所有者であり、その起動判断主体が都道府県となることは親和性が高いと認識。災害救助法の適用基準については、住家等への被害が生じた場合、生命・身体への危害が生じた場合が定められている。起動の主条件として、発生した災害が広域災害と位置付けられることが考えられるが、災害救助法の適用基準は同条件の適用基準と類似しているため、判断基準案として採用することができるのではないかと思料。災害救助法の適用を起動基準とした場合に、起動判断の主体と起動までの流れについて、整理したものが19ページ。起動の判断は都道府県知事が行うこととしているが、違和感がないか。それ以外に判断ができるのであれば教示いただきたい。また、起動の迅速性が重要であるが、災害救助法の適用を根拠に都道府県知事は判断せず発令のみを行うことを想定しているが、懸念があればご指摘いただきたい。さらに、市町村からの起動要請の受け入れや市町村が起動の判断に携わる可能性を加味することについてご意見を頂きたい。災害救助法の適用を起動基準として想定した場合に、適用がなければ起動できず、不利益となることも想定される。広域被災者データベース・システムの運用を行うことで、被災者支援を効果的・効率的に行うことができるように、人口規模や人口動態などの地域特性を踏まえ、各都道府県で個別の基準を設けることもできるのではないか。何を基準とするかは、平時から都道府県の防災部署を中心に協議しておくことが必要。平時に決定した基準が有事に取り決め通りに機能するために、都道府県の災害対応を記した地域防災計画に業務として位置付けるべきではないか。地域防災計画以外にも適したものがあればご教示いただきたい。

○大阪公立大学 菅野委員

起動の判断について、災害救助法が適用された場合には必ずやるというのは理解しつつも、これまでの災害では都道府県でうまく適用されなかった例もある。沖縄県や千葉県

など災害救助法が適用できなかったことが頻繁にある。それだけでよいのかは検討の余地がある。災害対策本部の設置基準も都道府県で異なる。災害対策本部の設置も基準にはなるし、国が非常災害対策本部や緊急災害対策本部を設置した時も基準になる。災害救助法適用は知事の判断によるので、場合によっては起動できなくなる。外形的な基準も設置した方がよいと認識。

○事務局 高野

災害救助法の適用以外に、客観的に判断できる基準があるべきではというご意見と理解。

○内閣官房内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

(a) 案、(b) 案は両方基準であると理解。

○事務局 高野

然り。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

災害救助法の適用がなかった場合の要件としてどこまで外形的に定められるか、そういった基準に該当すれば、災害救助法がなくても起動するということか。

○事務局 高野

然り。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

それならばそのことを書いた方がよい。導入手順書としては、起動の要件を予め市町村として定めておかなければならないことが共通していて、石川県では(a) 案、(b) 案を考えたという書き方。どの団体でも災害救助法が適用されたら起動するという形で示すのかという点は気になった。石川県の考え方を参考に見てほしいという示しの方がよい。(c) 案として、知事と市町村が協議して、起動を判断することもあるのでは。

○事務局 高野

その可能性はあると認識。現状は都道府県が判断できることを想定していたが、都道府県と市町村双方で協議して実施することもあるのではないか。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

(a)、(b) に該当しない場合であっても、協議によって発動するというを事前に合意しておかなければならないのではないか。

○経済産業省 西垣委員

災害救助法を根拠に考えるよりも、災害対策基本法が基準になるのではないかと考えている。災害救助法には都道府県のことが書いてあるが、それは予算措置の関係。もとも

との災害対策の基本は災害対策基本法。今回の被災者データベースを取り巻く状況についても、災害対策基本法の改正で検討していることもあり、通常国会で審議されるタイミングと報告書の提出時期との前後関係はあるが、被災者について、どう支援していくかのベースとなる情報の扱いについては、災害対策基本法をベースに考えるということは今後も今後も変わらない。発動要件を関連付けるのであれば、災害救助法よりも災害対策基本法なのではないか。災害対策基本法のどの条文をもって起動するのかという発動要件はないが、都道府県の災害対策本部の立ち上げなどを設定するなどが考えられる。都道府県によって防災計画でどのように記載するかは異なるが、災害対策基本法に基づく発動要件を定めるようにした方が法律論としては筋が通るように思料。

○内閣府防災 松本委員

広域で個人情報共有するというやり方自体が、広域災害で自治体をまたいで被災者が避難する時に必要なものだった。激甚災害であっても、一つの市町村に閉じている場合にこれは必要とされるのか。災害救助法の適用がトリガーの一つとなる可能性はあるが、それがあれば必ずやらなければならないものではない。広域で支援しないといけない時に、トリガーがなくても不便なことがある時に、システムを使った方がよいのではないか。広域災害がもともとの議論としてあったので、そこの観点を主にした方がよいのでは。

○大阪公立大学 菅野委員

どんな災害でも自主避難的に色々なところに被災者が移動している。今までそのことが捉えられていないと考えた方がよい。地域的に閉じているかは判断できない。基本的には、外形的な基準によって判断して起動し、後でわかるという流れの方がよい。判断してからというのは、システムの設置趣旨と異なるのではと理解。

○内閣府防災 松本委員

菅野委員の意見を踏まえると、ありとあらゆる災害で使わないといけないものになるのではないか。

○大阪公立大学 菅野委員

そういうものと理解。

○内閣府防災 松本委員

そうなるとトリガーを定めることに意味がないような気がする。

○大阪公立大学 菅野委員

緩い外形的なものとして、災害対策本部の設置などがよいのでは。

○内閣府防災 松本委員

災害対策本部の設置でよいのはわからない。もっと軽いものでも情報共有が必要となるかは知りたい。

○経済産業省 西垣委員

今の2人の議論に関し石川県に質問したい。9月21日の豪雨災害の際、その前日夕方に災害対策本部を設置していたと記憶している。災害対策本部の開催があり、災害救助法は雨が降ってからだったと認識しているが正しいか。返答が難しければ改めてでよいが、災害救助法の適用にはそれなりの要件があつて、要件を満たしていなくても都道府県知事で適用依頼はできるようになっているものの、適用は災害が起こってからになっていることが多い。災害対策本部を立ち上げるかどうかの判断は、その地域で天気予報に基づいてできていたのであれば、柔軟な発動要件となるのは、災害対策本部の設置であり、地域防災計画に定めるなどとしておいたほうがよいのではないか。広域であろうがなかろうが、広域被災者データベース・システムが必要になる場面は出てくる。被災者台帳の延長線上での広域被災者データベース・システムとは考えていない。被災者台帳で行っているこれまでの被災者支援の在り方と、広域被災者データベース・システムで行っている災害ケースマネジメント的なものを含めた考え方は、法律上の用語でいうと、被災者台帳や避難者名簿だけを対象とするものではない。広域災害でなくても、広域被災者データベース・システムは災害ケースマネジメント上必要と想定される。

○事務局 高野

杉井委員よりご意見も頂いている。

以降のページは、会議の中では取り扱わないが、意見募集の際に確認いただきたい。

システムの運用フェーズにおける見守り・相談支援業務について説明する。石川県、県内19市町では、地域支え合いセンターを設置し、令和6年能登半島地震の被災者の生活再建に向けて、訪問活動による見守り・相談支援など総合的な支援を実施した。第3回のワークショップでは、支援主体の方に参加いただき、ご意見を頂いた。現場で支援に必要な情報を独自に取得している。広域被災者データベース・システムに情報を収集・蓄積する場合に、情報の量や更新頻度、項目の定義にばらつきが見られた。これを踏まえ、平時から備えておくべきこととして、見守り相談支援業務においても、支援業務にあたる方の整理をして、どのような情報項目を連携するのか、どのように連携するのか平時に合意形成しておくことの必要性を確認した。訓練の実施が重要であるということも明らかになっている。これらの対応は見守り・相談支援業務に限らず、被災者支援業務全般に必要なことであるが、今回、石川県の事例として取り上げており、示した平時に備えるべきこととして、あてはめて記載したい。対象者の特定から訓練について、見守り・相談支援業務で行った場合の業務実施者と手順をまとめている。都道府県、市町村の関連部署としては、デジタル部署と防災部署、福祉部署を想定している。都道府県、市町村と委託契約を結んでいる社会福祉協議会などの民間の支援者も存在する。具体的な手順は資料をご覧ください。大きな手順としては、都道府県から市町村に対して情報項目の定義や情報連携について働きかけを行うことになる。担い手に不足がないか、都道府県、市町村の役割分担、手順に不足や違和感がないかご意見を頂きたい。

○加賀市 岩城委員

平時で利用する部分を記載いただいているが、平時の利用とはどのようなイメージか。市役所の中で、どう利用することを想定しているか。データモデルで示された項目にどうつながるのかが見えなかった。

○事務局 高野

実際に支援業務自体を行っていくタイミングは、復旧期・復興期を想定。業務が始まってから調整して業務に反映することが難しいという課題がある。業務を見越して平時に取り組むこととして整理したもの。

○加賀市 岩城委員

勘違いしていた。復旧・復興期なので、災害が落ち着いてきて、普段の業務に戻る時、普段使っているシステムに情報を持ってくることになる。現行でシステムと両方維持しないといけないというように受け取れた。

○事務局 高野

既に頂いている課題感の中で、被災者が被災元の自治体に戻った時の情報連携の課題が挙げられていた。そこで広域被災者データベース・システムを活用することを想定した場合の平時の準備という理解で資料を示していた。

○加賀市 岩城委員

事前準備の平時をイメージしていた。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

加賀市と同様に私も理解できていない。33 ページから平時からの備えとなっている。フェーズが違うものを並べて記載しているので、わかりにくい。この資料の作り方の問題かもしれない。しっかり分けていただきたい。システムの停止の話はこれからだと思われるが、8 ページには、停止基準の議論が抜けている。事前の準備としてどういう状況になればシステムを終了することになるかを決めておく必要がある。

○事務局 高野

章立てを含めて追加したい。

○経済産業省 西垣委員

事前準備もそうだが、個人情報はどう取り扱うかという議論をしていた時に、平時の避難訓練にも使えなければならないという意見があった。平時という中には、防災訓練で使うことも想定しておいた方がよいことを記載いただきたい。

○事務局 高野

平時に行う訓練で、実際の住民情報を取り扱うという理解でよいか。

○経済産業省 西垣委員

個人情報を閲覧することには規定があるが、流し込むとか起動するという訓練には、モックアップを使っても意味がない。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

訓練の時にも、実データを使うのは個人情報保護法としては問題ないのか。

○経済産業省 西垣委員

広域被災者データベース・システムの中に、何をどう流し込むかということと、それを誰が見られるのかは別だと思っている。データを流し込める人は、もともと個人情報を扱える人。訓練の時には、閲覧する人はいないという理解をしている。個人情報保護法なのか、災害対策基本法なのかは災害時かどうかで判断。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上委員

クリアになった。

○事務局 高野

意見交換は以上で終了する。

(3) 全体質疑・事務連絡

○事務局 上野

もし全体で質疑があれば挙手いただきたい。次回は1月31日に検討ワーキンググループを開催。出欠についてフォームでご連絡いただきたい。

以上で本日の会議を終了する。

(以上)